

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は2問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

第1問

和菓子の製造・販売を目的とするA社（公開会社）の代表取締役Pは、E国において和菓子の販売を行うことを企図した。そこで、Pは、市場調査を行い、E国の消費者にA社の和菓子が受け入れられるであろうという調査結果を得た。また、販売代理店となりうる会社を調査し、E国の法人であるF社を見出した。さらに、Pは、E国で食品販売事業を行っているB社の代表取締役Qに対して、市場調査の結果、および、F社に資金を提供して代理店として販売を委ねる予定であることを説明し、Qからは合理的な計画であるという評価を得た。

Pは取締役会においてE国での事業計画を説明し、取締役会は長時間にわたる議論を経てその実行を決議した。A社は、F社を販売代理店とする契約を締結し、同社に対して20億円を貸し付けた。F社によって和菓子の販売が開始されたが、売れ行きは極めて悪く、同社は倒産した。そのため、F社に貸し付けた資金のうち5億円しかA社は回収できなかった。

A社の株主であるXは、本件に関してPには任務懈怠が存在し、回収不能となった資金について責任を負うべきではないかと考えた。

以上の記述をふまえて、以下の(1)および(2)に答えなさい。

- (1) 株主Xが、代表取締役PのA社に対する責任を追及するためには、どのような要件を満たす必要があり、どのような手続きを経る必要があるかを説明せよ。また、そのような要件や手続きが要求されている理由について説明せよ。 (20点)
- (2) 代表取締役Pの任務懈怠の有無はいかなる観点から判断されるべきか、その理由とともに説明せよ。また、本件においてPに任務懈怠が認められるかを論ぜよ。 (30点)

第2問

C社は、その発行する株式を東京証券取引所に上場している公開会社である。C社の株価は、2014年7月から12月までの間は1000円ほどで推移していたが、2015年1月初旬より上昇を開始し、同月30日には1600円となった。同日、C社の取締役会は、D社に対して株式を発行することを決議し、払込金額については一株当たり980円と決定した。

以下の(1)～(5)に答えなさい。

- (1) 一般に、株式の発行において公正な払込金額を決定するにあたっては、既存株主と発行を受ける株主のどのような利益を考慮する必要があるかを説明せよ。(10点)
- (2) C社がD社と業務・資本提携を行う方針であるという新聞報道があったために株価が1600円に上昇したという場合、980円という払込金額は特に有利な金額といえるか、理由とともに述べよ。(10点)
- (3) C社に対して株式の買い取りを求めようとする仕手筋による株式の買占めが行われたため株価が1600円に上昇したという場合、980円という払込金額は特に有利な金額といえるか、理由とともに述べよ。(10点)
- (4) 仮に980円という払込金額が特に有利な金額といえるとした場合、株式を発行するためにはどのような手続きを経る必要があるかを説明せよ。また、同手続きを経ずに株式が発行された場合、新株発行の無効事由が存在するといえるか、判例の立場を説明せよ。(10点)
- (5) 仮に980円という払込金額が特に有利な金額であるにもかかわらず(4)の手続きが経られず、また、株式の発行について公示がなされなかったという場合、新株発行の無効事由が存在するといえるか、判例の立場およびその理由づけを説明せよ。(10点)

余白